

保育施設整備に係る不適正事案への対応について

1 概要

(1) 事案の経過

令和2年4月に開設した市内特定保育施設「グローバルキッズ小金井第二保育園」について、運営法人である株式会社グローバルキッズ（以下「運営法人」という。）から開設経費に係る補助金申請額の一部に、本市に請求すべきではない費用の上乗せが確認された旨の報告があった。これを受け、当該法人に対する補助金決定の一部を取り消し、再発防止の徹底を図るための対応を行う。

(2) 補助金の名称

小金井市賃貸物件による保育所改修費等支援事業補助金

(3) 補助金の交付済額

102,829,000円

(内訳：工事費97,362,000円、賃借料5,467,000円)

(4) 不適正な額

上記(3)の内訳にある工事費に含まれる内装工事設計費7,702,200円のうち1,512,000円

2 運営法人への対応

(1) 返還を命ずる補助金の額

1,512,000円（補助額の一部返還）

(2) 請求する加算金について

上記(1)に年率3%を乗じて算定した額

(3) 報告書の提出

本件事案に係る社内調査の結果及び再発防止策について、別紙1のとおり、報告書を提出させた。また、運営法人が定めた再発防止策が徹底されているかについて、市へ向こう1年間半年毎の報告を求めるものとする。

3 過去5年間の新規開設及び認可化施設に関する調査

平成30年4月から令和4年4月までの間に開設した21施設（本事案の施設を除く。）に対し、同様の事案がないかについて照会を行った結果、いずれも同様の事案はないとの回答を得た。また、市担当者が改めて申請書類等の確認を行ったが、同様の事案については確認されなかった。

4 再発防止に向けた市の対応

新規開設、認可化及び施設改修に係る補助金を交付する場合、工事部分に限らず、設計部分についても、可能な限り入札等の透明性を高める仕組みの導入を事業者に求めるとともに、今後については経費の積算に関する詳細な報告についても市への提出を求める。

5 その他

令和5年1月25日に報道のあった株式会社コスモズの小平市及び三鷹市における補助金過大収受事案について、別紙2のとおり、同社から報告を受けた。



2022年12月22日

小金井市長
白井 亨 様

株式会社グローバルキッズ
代表取締役社長 中正 雄一

施設整備費内設計費に関するご報告書

弊社は、2022年4月に都内他行政で開園した弊社保育施設の施設整備費補助申請のうち設計費部分で不適正な申請等が行われたことを確認したことから、同類事案の有無について過年度開設時の施設整備費補助申請に遡り設計費の調査（以下「本調査」）を実施してまいりました。本調査において、貴市内で運営するグローバルキッズ小金井第二保育園（以下「小金井第二園」）の施設整備費補助金申請のうち設計費で不適正な申請を行ったことを確認いたしましたので、その経緯や原因等につき、下記のとおり報告いたします。

この度は、貴市および関係各位には多大なるご迷惑とお手数をおかけし誠に申し訳なく心よりお詫び申し上げます。今後、不適正な事案を起こさぬよう、信頼の回復に努めてまいります。

記

1. 発覚の経緯

東京都内他行政で2022年4月に開設した弊社保育施設の施設整備費補助申請のうち設計費に、別の行政で開設した弊社保育施設にかかる設計費を加算して補助金申請を行ったことが、2022年3月25日の弊社担当役員会において認識されました。これを受け、直ちに2022年4月開設の他施設について調査を行ったところ、同様の事案を1件検出いたしました。弊社は両行政に状況を報告するとともに、当該施設整備費について不適正を正し改めて申請いたしました。

これら複数の不適正事案が発覚したことから、過年度開設の施設についても同様の不適正事案が無いかわりに調査を実施することといたしました。

2. 調査の概要

弊社は、施設整備費補助申請において不適正な設計費の補助申請があったことをうけ、過年度開設施設に遡り設計費の補助申請において、同類の不適正事務処理の有無、ならびに不適正事案を確認した場合のその詳細について明らかにすることを目的に、以下記載の調査を実施いたしました。

(1) 調査対象

2015年4月以降に開園した全行政に所在する110施設を対象に調査を実施い

たしました。2015年4月以降開園施設を調査対象とした理由は、運営費事案において東京都から2022年1月31日付け文書「グローバルキッズ各園の特別検査について」にて指導を受けた調査開始期に準じたものです。

(2) 調査体制

本調査は、過去から任命時に至るまでの期間で施設整備の実務に関わっていない者を本調査の責任者、調査委員長又は調査担当者として任命

(3) 主な調査方法

- ・設計費に係る見積書、請書等及びその他証憑類の調査
- ・メール証跡調査
- ・社内施設開発関連業務従事者へのヒアリング調査
- ・関係する設計事務所（以下「当該設計室」）へのヒアリング調査

(4) 調査結果

- ・貴市内で運営する弊社保育施設は、小金井第二園とグローバルキッズ武蔵小金井園（以下「武蔵小金井園」）の2施設がありますが、不適正設計費加算を確認したのは小金井第二園のみでした。
- ・施設整備補助申請における設計費以外の内装工事費等の費目については、本調査の実施過程において、不適正な事務処理を疑うような供述は確認されませんでした。

3. 貴市内の運営施設に関し発覚した事項

小金井第二園の設計費において、以下の不適正事実が認められました。

(1) 事案の概略（金額は全て税込み金額）

2020年4月開設の小金井第二園の設計費（6,190,200円）に、他行政内で計画していたものの実施設計開始後に計画が中止となった案件（以下「計画中止案件」）の費用（1,512,000円）を加算し、設計費の費用を7,702,200円として貴市に提出し、施設整備に係る不適正な補助金額を弊社が受領したことを確認いたしました。

(2) 不適正事務処理の検出と流れ

本調査において、各施設の設計費に関するメール証跡調査および社内関係者ヒアリングを実施したところ、弊社の開園場所以外の地名が記載された不明な見積書が発見されました。その後の調査で、これが開園候補地として検討するも何等かの理由によって不成案となった案件の企画設計業務に関する見積書であったことを確認いたしました。その後、当該企画設計業務の見積書内に記載された不成案案件の支払いについて一つずつ突き止める作業を行いました。

小金井第二園の不適正加算の調査としては、メール証跡調査において弊社開発部門の担当者（以下「当該担当者」）と当該設計室間で解釈に疑義のある内容のメ

ールを発見したこと等により、当該担当者および当該設計室へのヒアリングを実施いたしました。当該設計室の建築士にヒアリングで本件を確認したところ、当該設計室は、弊社施設開発部門の担当者の指示に従って計画中止案件の設計費1,512,000円（税込み）を小金井第二園の設計費に上乗せして見積書を作成し、弊社に提出したことを自認いたしました。その際、当該設計室より、小金井第二園設計費に上乗せした計画中止案件の設計業務見積書、上乗せ前と上乗せ後の小金井第二園の設計費見積書の提出を受け、計画中止案件の設計業務費用を他の成約案件に上乗せして見積書を作成するという不適切な事務処理は、小金井第二園においてこれが全てである旨の供述を得ております。またこのとき、当該設計室が設計に携わった全案件のうち不適正な事務処理に関与したとする全ての請書等の証憑類（写し）の提出をうけており、その中に弊社武蔵小金井園への上乗せはないことを確認しております。

4. 原因等と再発防止

(1) 背景

一連の本設計事案の委託先である当該設計室は、弊社創業当時から双方協力しながら弊社施設の安全性を高める装備や仕様を共に検討・構築してきた関係もあり保育施設の設計や弊社施設の仕様を熟知しておりました。そのため当該設計事務所1社に設計業務の発注することが常態化し、これが不適正なやりとりを誘発する温床になったものと考えております。

メール証跡調査やヒアリング調査等から、本設計費事案は弊社が拡大路線を展開した2019年以降の開設施設から不成案案件分を他の見積書に上乗せする行為を検出しており、検討する候補案件が急激に増加したことも遠因であったと考えております。

(2) 原因

今回の不正受給申請の原因は、以下の点にあるものと認識しております。

- ・コンプライアンス意識の欠如、公的資金の不当な享受に対する認識が著しく欠けていたこと
- ・社内管理体制が脆弱であり、不正事実をいち早く検出するためのチェック体制やけん制が機能していなかったこと
- ・承認フローや支払フロー等、社内ルール遵守に対する低い意識、ならびに関連事務業務スキルが低いこと

(3) 再発防止

本件設計費事案は、東京都特別指導検査にて指摘を受けた運営費不正事案と根本要因を同一とする社内体質により起きた事案であると認識しております。つきまして、運営費不正事案で講じた再発防止策に加え、以下の①～⑤に取り組

むことで再発防止に努めてまいる所存です。なお施設整備業務について、関与が疑われる者は施設整備の部門から異動させており、現在、新しい体制の下で業務運営がなされております。

- ① 当事案に関する関与者の責任を明確化、懲戒等を実施
 - ・関与者の懲戒処分等を完了
- ② 施設開発含む補助金請求対応部門においては役員の部長兼務を原則禁止（レポーティングラインにおけるチェック機能を強化）
- ③ 当該設計事務所への設計業務発注の停止と発注先の複数化
- ④ 施設開発に関する業務プロセスの見直しと社内ルール遵守の徹底
 - ・承認時確認項目・内容の見直し（施設整備費総額に加え、内訳項目・金額の確認、見積・発注・支払額等との照合）
 - ・人事評価項目における社内ルールおよび法令等遵守の比重増
- ⑤ 施設開発予算使途管理および透明性の強化
 - ・予算、実経費、申請額の内訳詳細の関連部門との共有

5. その他報告すべき事項

調査の結果、設計費事案発覚の2022年3月以降、不成案案件の設計費付け替え等の不適切な事務処理は行われていないことを確認しております。また、ヒアリング調査およびメール証跡調査の結果、設計費以外の工事費や設備費等について、不適正な処理が行われた旨の供述は認められませんでした。

今後、不適正な事案を起さぬよう、再発防止に向けた取り組みを徹底し日々の組織運営を行ってまいる所存です。万が一、不適正事象を検出した際は、速やかに関係する行政各位に報告し解決に努めてまいります。

以上



2023年(令和5年)1月30日

関係自治体の皆様へ
関係金融機関の皆様へ
学校関係の皆様へ
紹介会社関係の皆様へ

弊社の補助金過大収受案件について

株式会社コスモズ
代表取締役兼理事長
佐野 浩

大寒のみぎり、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて掲題の件につきまして、1月30日(月)現在の状況を以下にご報告させていただきます。ご査収のほど宜しくお願い申し上げます。

- (1) 1月25日(水)に東京新聞並びに翌26日(木)に読売新聞にて報道がありました。関係者の皆様におかれましては、大変ご憂慮されていることと存じます。先ずはこのように新聞記事に掲載される事態に至ったことに対して深謝申し上げます。
- (2) 本件の契機は、昨年2022年(令和4年)12月15日(木)に、関係行政当局の担当者以下が来社して、新園の建築関連の補助金について過大な収受の疑義があるとの指摘があったことです。具体的には、2019年(平成31年・令和元年)4月開園の「みたいぐコスモ保育園」並びに2022年(令和4年)4月開園の「こだすずコスモ保育園」の園舎建築等に係る補助金です。
- (3) 自主的に両園を点検してみましたところ、その原因が故意か過失か錯誤か、それ以外かは未だ不明のところ、過大に収受していることは明らかでした。従って、過大に収受した分は一刻も早く返納したいと考えました。
- (4) 先ず、小平市に1月16日(月)並びに三鷹市に1月19日(木)に、それぞれ顧問弁護士同道の上、それぞれ「上申書」を提出して、2019年(平成31年・令和元年)4月開園の「みたいぐコスモ保育園」並びに2022年(令和4年)4月開園の「こだすずコスモ保育園」の園舎建築に係る補助金の過大な収受が判明したことに對して深謝するとともに過大に収受した補助金の自主返納を申し入れました。

- (5) それに対して両自治体からは、本件のよって来る原因並びに経過を文書で提出することを求められました。当該文書につきましては、客観性の確保並びに恣意性の排除のため、顧問弁護士に作成を依頼しているところです。当該弁護士は、資料の確認並びに弊社関係者及び外部の事案関係者にも事情聴取を行っているところです。また当該報告書が出来上がり次第、関係行政機関並びに各自治体に提出させて戴く予定です。
- (6) また江戸川区を1月20日(金)に訪問しました。本年4月に江戸川区平井に新規開園予定の「えどひらコスモ保育園」について、本日1月27日(金)が認可申請書類の提出期限の為、本件を受けて、申請の可否について、「お伺い書」を提出して、江戸川区の意向を確認したところです。江戸川区の回答は、申請書類については一旦「お預かり」ということにする。但し、「受領」ということではないとのことでした。
- (7) 過大な補助金収受の件については、関係行政機関とも協議の上、指摘のあった「みたいぐコスモ」並びに「こだすずコスモ」ばかりではなく、「駅前コスモ保育園」以降、これまでに開園した全園について、自主点検を行っています。点検については、全園の紙ベースの資料の確認及び担当者の退職並びに当時の補助金要綱に照らして調査しなければならないケースが判明するなど時間が掛かっています。その為、まだ「最終報告」できるまでに至っておりません。取り急ぎ、25日(水)に関係行政当局に、「途中経過」ということで一旦報告しました。最終報告は、2月6日から8日の間に行うことで関係当局の了承を得ております。
- (8) 但し、自主点検の最終報告の提出予定が2月6日(月)から8日(水)であり、顧問弁護士もその結果を踏まえて、小平市並びに三鷹市に報告書を作成しなければならなりません。従って、現在のところ、当該報告書については、日程的には、2月中旬ごろを予定しております。
- (9) さらに本件につきましては、今後、詳細並びに経過につきまして、いずれ関係者の皆様に向けて、説明会等の開催を検討中です。当該報告書の提出の日程もあり、開催日時等につきましては改めて弊社よりご報告させていただきたいと存じます。
- (10) また、本件調査につきましては、基本的に弊社本部にて対応中です。現場の各保育園においては、日常の保育に支障が出ないように、関係行政機関と相談のうえ、通常通りの対応させていただいております。
- (11) 尚、本件に関してのご照会・質問に関しては、各園ではなく、下記連絡先までいただけますようお願い致します(保育園への直接のお問い合わせはご遠慮いただけますようお願い申し上げます)。

以上

本件に係る連絡先

秘書室

042-383-3026

